

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における農林水産省（本省、地方支分部局等含む）の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績を次のとおり公表します。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月に閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 平成20年度における農林水産省の環境配慮契約の締結状況

(1) 自動車の購入に係る契約

平成20年度においては、農林水産省本省及び地方支分部局等にて計576台の自動車を購入したが、そのうち317台について、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

(2) 電気の供給を受ける契約

電気供給契約のうち電力供給可能な者が複数存在する高圧電力契約は81件^(注1)あったが、そのうち24件について、裾切り方式による入札^(注2)を実施した。

(注1) 農林水産省以外が管理省庁となっている合同庁舎については、当該管理省庁から契約締結状況の公表がなされるため、上記件数に含まれていない。

(注2) 当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

(3) 省エネルギー改修事業（E S C O事業）に係る契約

平成20年度においては、E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディを1件実施した。

問い合わせ先

代表：03-3502-8111

○農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

担当：井上、石川

内線：3292

直通：03-3502-8056

○農林水産省大臣官房経理課

担当：宮田

内線：3329

直通：03-3591-9777